

長野県生活排水事業における 災害時応援に関するルール 実施要領



長野県生活排水

キャラクター

「めぐるん」

【下水道編】

長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

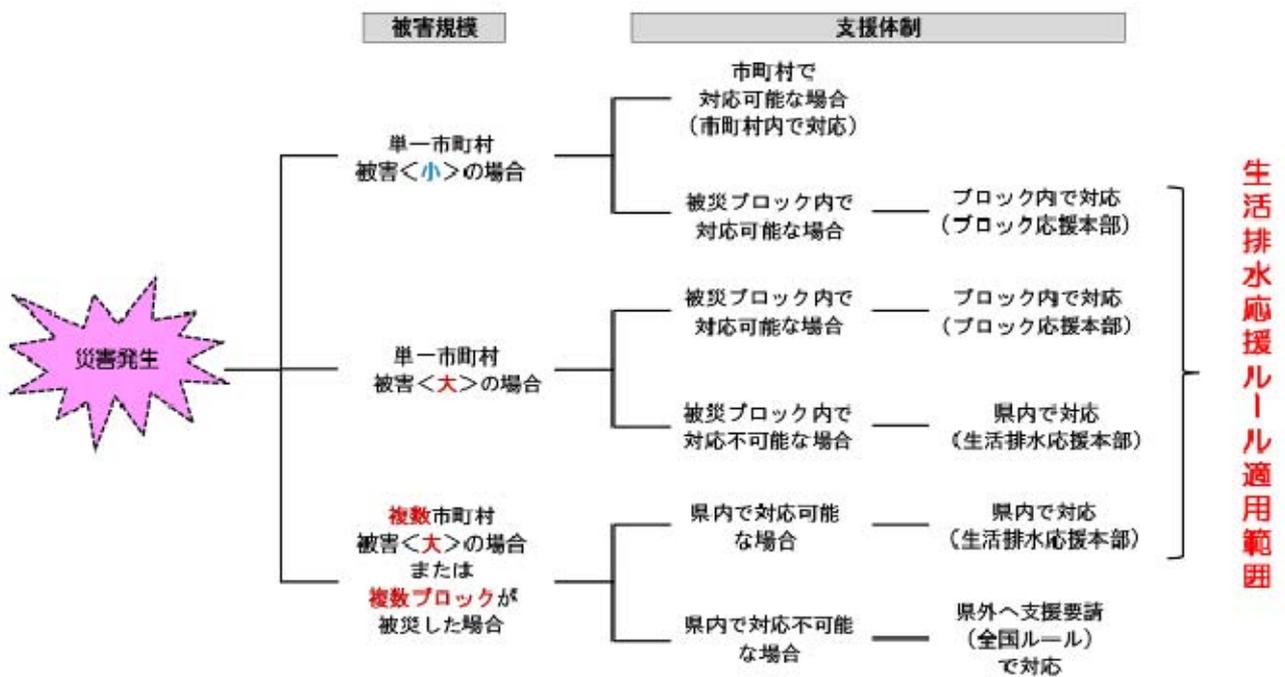
実施要領【下水道編】

(目的)

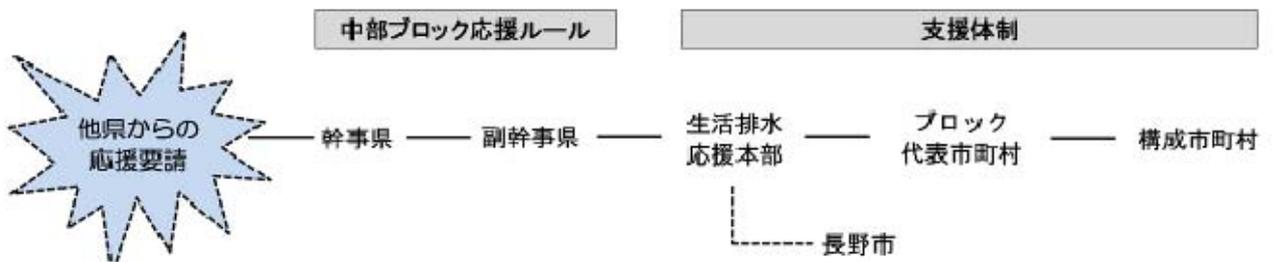
第1 この要領は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」に基づく災害時支援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(応援体制)

第2 下水道施設に関する応援体制は、図一1、図一2のとおりとする。



図一1 県内市町村が被災した場合の応援体制イメージ



図一2 他県からの応援要請があった場合の応援体制イメージ

- 2 現地応援隊は、県職員（最低1名）と市町村職員（最低1名）、で構成する。職員は、派遣可能な職員で災害対応経験のある職員を基本とするが、職員が確保できない場合はこの限りでない。
- 3 現地応援隊の指揮者は、被災市町村の担当課長または係長とする。被災市町村で職員が確保できない場合は、県職員が務める。その際は、被災市町村の担当者と連絡を密に取り、市町村の代行者として任務にあたるものとする。

（受援体制）

第4 被災市町村は、応援職員を受け入れるにあたり、下記の内容について可能な限り準備を行うものとする。

- 2 被災市町村は、応援職員に対して依頼する作業内容について、明確にする。なお、応援要請時に被害の全容を把握できていない場合は、下記の内容で応援を要請するものとする。
 - (1) 緊急点検・緊急調査（0次調査）からの応援（応援人数）
 - (2) 一次調査からの応援（応援人数）
 - (3) 二次調査以降の応援（応援人数）
- 3 被災市町村は、応援職員に対して下記の作業環境を提供する。
 - (1) 下水道台帳の整備（電子化）・提供
 - (2) 維持管理履歴の保存・更新
 - (3) 作業環境の整備
 - ア 作業スペース
 - イ O A機器（パソコン、電話、プリンタ（A4、A3）、大判（A1）プリンタ）
 - ウ 積算基準書
 - エ C A Dソフト
 - オ 電子メール
 - カ ネットワーク環境（インターネット等）
 - キ 事務用品
 - ク 宿泊先の確保

（応援活動）

第5 生活排水応援体制として、生活排水応援本部、ブロック応援本部、現地応援隊を「応援ルール」に基づき設置する。

- 2 生活排水応援本部は原則としてブロック応援本部からの応援要請内容に基づき、活動する。

生活排水応援本部が手配すべき資機材は、原則として、市町村から要請があった資機材で、ブロック応援本部で手配不可能な資機材とする。

【例】

- ・交通情報について、県道路管理課から情報収集し、被災市町村等へ情報提供する。
 - ・積算システムのアカウント→建設部技術管理室へ申請
 - ・積算基準書
- 3 ブロック応援本部は、原則として構成市町村の被災状況および応援要請内容に基づき、活動する。なお、現地応援隊及び応援資機材等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。
 - 4 現地応援隊は、原則として構成市町村から応援要請があり、生活排水応援本部長が設置を認める場合に活動する。主たる応援内容は、原則として次のとおりとする。応援に際し、

別紙「様式集」を参考に活動する。なお、応援にあたっては、被災市町村の応援協定（別紙2参照）に基づき、下水道関連の協会と連携して行うものとする。

- (1) 緊急点検・緊急調査（0次調査）（必要に応じて）
 人的被害につながる二次災害防止を目的とし、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて行う。
- (2) 1次調査
 別紙1の災害判定基準（長野県版）に基づき一次調査を行い、結果を取りまとめる。
- (3) 応急復旧（必要に応じて）
 必要に応じて、応急復旧工事（応急仮工事、応急本工事とも）を行う。ただし、応急復旧工事を行う場合は、被災時期や状況等の特殊性について災害査定事務手続きにおける事前協議を行う必要がある。
- (4) 二次調査
 別紙1の災害判定基準（長野県版）に基づき一次調査を行い、結果を取りまとめる。
- (5) 設計積算、査定設計書の作成
 二次調査結果を基に、設計積算を行い、査定設計書を作成する。
- (6) 災害査定準備、災害査定当日の補助
 災害査定準備、災害査定当日の補助を行う。

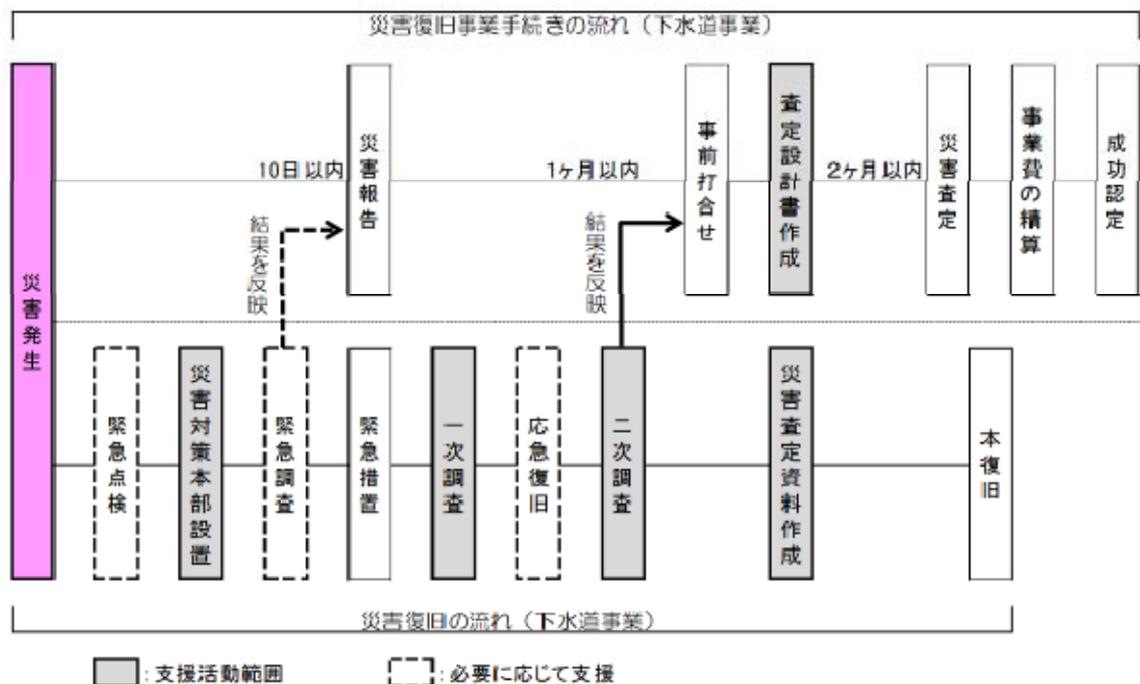


図-3 現地応援隊の支援活動範囲

(災害査定の基準)

第6 管路の災害復旧における災害査定の基準は、別紙1のとおりとする。

(経費の負担)

第7 市町村間および県と市町村との経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 市町村間の経費負担

市町村間の経費負担については、「長野県市町村災害相互応援協定書」による。

(2) 県と市町村との経費負担

市町村へ県職員を派遣した場合の費用負担については、別途協議により決定する。

(災害訓練)

第8 生活排水応援体制を維持するための災害訓練については、別紙「災害時伝達様式（長野県版）」を使用し、年1回以上実施する。

附 則

1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

別紙1 災害判定基準（長野県版）

区分	種別	細目	判定基準		引用基準	
スパン全体の評価	管路勾配		流速0.6m/s未満（污水管） 流速0.8m/s未満（雨水管又は合流管） 逆勾配		下水道の地震対策マニュアルより引用 (2014 日本下水道協会)	
	管路のたるみ		管径の1/5以上（φ250mm未満） 5cm以上（φ250mm以上）			
	管路の蛇行		管径の1/5以上（φ250mm未満） 5cm以上（φ250mm以上）			
管1本ごとの評価	管本体	ヒューム管・ボックスカルバート	亀裂・破損	円周方向		亀裂が半円周以上又は幅5mm以上 欠落 浸入水
			管軸方向	亀裂が管半分以上で幅5mm以上 欠落 浸入水		
		塩ビ管	変形	5%以上の変形・扁平があるもの		
			破損	管に亀裂が入っているもの		
	継手部		継手のずれ	2cm以上の抜け出し 脱落 浸入水		
			亀裂	幅2mm以上 浸入水		
			破損	離脱（塩ビ管は上下のずれを含む） 破損		
蓋・受枠	小型マンホール	防護蓋	破損	あり		
		内蓋	破損	あり		
	1号マンホール以上	鉄蓋	破損	あり		
		受枠	破損	あり		
斜壁・直壁・底版	斜壁・直壁	ずれ	壁厚1/3以上 浸入水			
		亀裂	幅1mm以上（はく離を含む） 浸入水			
		破損	あり			
	底版・インバート	亀裂	幅1mm以上 浸入水			
		破損	あり			
	本管接続部	破損	あり			
		突出	あり			
		抜け	あり			

別紙2 災害に関する協定書・覚書締結状況

協定書・覚書		覚書	覚書	覚書	市町村個別協定	市町村個別協定	覚書	覚書	覚書	覚書	
締結先		下水道								農集排	浄化槽
		団体		民間企業			市町村職員				
		JS	(公財) 長野県 下水道公社	(一社) 長野県下水道 建設管理業協会	(公社) 日本下水道 管路管理業協会	(一社) 全国上下水道 コンサルタント協会	長野県 下水道協会	全国町村下水道 推進協議会	長土連	浄化槽 協会	
下水道施設	内容										
処理場	一次調査	有料 (監督業務)								有料 (監督業務)	
	二次調査										
	応急仮工事										
	測量設計										
	積算										
査定設計書作成 災害査定当日											
管きよ	緊急調査	有料 (監督業務)		無料	有料 (調査診断業務)					有料 (監督業務)	
	一次調査			有料(要相談)							
	二次調査										
	応急仮工事										
	測量設計										
	積算										
	査定設計書作成										
	災害査定当日										
				有料(査定補助)			有料(職員補助)	有料(職員補助)			
協定締結状況 市町村・流域	県・市町村 (全自治体)	県・市町村 (全自治体)	県・市町村 (全自治体)	千曲川流域(H18) 長野市(H22) 諏訪湖流域(H28) 厚川安曇野流域(H28) 松本市(H28) 安曇野市(H29)	未定	県・市町村 (全自治体)	県・市町村 (全自治体)	県・市町村 (全自治体)	県・市町村 (全自治体)		
連絡先	JS 長野事務所	(公財) 長野県 下水道公社	(一社) 長野県下水道 建設管理業協会 事務局 (日本クリーンアセス協内)	(公社) 日本下水道 管路管理業協会 中部支部 長野県部会 (和田産業協内)	(一社) 全国上下水道 コンサルタント協会 中部支部 (中日本建設コンサル タント協内)	長野県 下水道協会 事務局 (長野市)	全国町村下水道 推進協議会 事務局 (2年ごと 持ち回り順)	長土連	浄化槽協会		
TEL	026-237-2402	026-232-2373	026-284-5600	026-263-5533	052-232-6032	026-224-5072	中信→東信→北 信→南信の順で 2年ごとに持ち回 り	026-237-7045	026-234-7637		